

**○議案第45号 守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案**

□□□審議経過□□□

＝福祉教育委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、国において家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業者等における連携施設の確保義務の要件緩和及びこれに係る経過措置の期間を延長するなど、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしましては、審査の結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。